

入 札 説 明 書

「弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務」に係る入札公告（設計・コンサルティング業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年8月17日

2 国立大学法人弘前大学 契約担当役 理事（総務担当） 中 澤 恵 太

3 業務内容等

- (1) 業 務 名 弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務
- (2) 業務内容 別冊設計業務委託現場説明書及び別冊設計業務委託特記仕様書のとおり（建築及び建築設備）
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和9年4月30日（金）まで
- (4) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当役宛てに「紙入札承諾願」を提出し、承諾を得ること。

※「紙入札承諾願」は、別紙参考様式により作成し、下記5に提出すること。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程第22条及び第23条に該当しない者であること。
※参考「国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程（抜粋）」を参照のこと。
- (2) 文部科学省における令和7・8年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に、元請けとして完了、引渡しした下記の要件を満たす同種業務の業務実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ面積1,190㎡以上の公共施設、教育・研究施設又は病院における改修又は新営工事の実施設計をした実績を有すること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 経営状況が健全であること。
- (7) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ① 建築士法による一級建築士の資格を有する者であること。

- ② 平成23年度以降に業務が完了した上記(4)に掲げる業務の経験を有する者であること。
- (9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争加入者心得第13第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 青森県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注設計・コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒036-8561 弘前市文京町3番地

国立大学法人弘前大学 施設環境部施設環境企画課企画グループ

TEL：0172-39-3084 FAX：0172-35-3833

メールアドレス：jm3084@hirosaki-u.ac.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和8年8月17日（月）9時から令和8年8月27日（木）12時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

- ② 提出先：上記5に同じ。

- ③ 提出方法：申請書の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）すること。

なお、提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

- ④ 電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請者は、申請書を別紙様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、下記①の同種業務の実績及び②の配置予定管理技術者の資格及び業務経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 業務実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式2に記載すること。記載する同種業務の実績の件数は1件でよい。

- ② 配置予定の管理技術者

上記4(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格等を別紙様式3に記載すること。記載する同種業務の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の管理技術者として複数の候補管理技術者の資格、同種業務の経験を記載することもできる。

- ③ 契約書等の写し

①及び②の同種業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書等（契約書及び記載した業務の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。

また、②の配置予定の管理技術者の資格に係る資格証及び記載した業務に従事したことを証明できる書類等の写しを提出すること。

- ④ 参加資格認定通知書の写し

文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」に係る一般競争（指名競争）の参加資格を受けている「参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の「建築士事務所登録」の写しを提出すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年9月4日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式）は、以下に留意すること。
 - (イ) ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Word
 - ・Microsoft Excel
 - ・PDF ファイル
 - (ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記5まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。この場合においても別紙様式については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R 1枚に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

 - ・持参又は郵送とする旨
 - ・持参又は郵送する書類の目録
 - ・持参又は郵送する書類の頁数
 - ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、別紙様式1に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。
- ⑥ 提出書類（別紙様式及び別紙参考様式）の様式データは弘前大学施設環境部ホームページ上に掲載。ホームページアドレス <https://home.hirosaki-u.ac.jp/shisetsu/>
- ⑦ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和8年9月11日（金）12時
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）することにより提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和8年9月18日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年8月27日（木）9時から令和8年9月4日（金）12時まで
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メールにより提出すること（提出後に着信確認をすること。）。ただし、質問内容を記載した書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）してもよい。
- (2) 質問内容及び回答内容は、令和8年9月11日（金）に電子メールにより送付する（受信確認した旨の電子メールを必ず返信すること。）。

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間：令和8年9月11日（金）9時から令和8年9月14日（月）12時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
- (2) 入札場所：〒036-8561 弘前市文京町3番地 弘前大学施設環境部（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和8年9月15日（火）10時00分
- (4) 開札場所：入札場所に同じ
- (5) その他：紙入札方式による入札参加の承諾を得て紙入札方式による入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 「入札書」は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。なお、郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。

12 入札金額内訳書の提出

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。入札書に内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、「項目、数量、単価、金額」等を明らかにすること。また、内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに業務名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDF ファイル

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便）

便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。) することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った内訳書を提出しなければならない。提出した内訳書について契約担当者又は契約担当役(これらの補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、内訳書が、次の表各項に該当する場合については、競争加入者心得第30第12号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の業務の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く)
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に過ちがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該業務において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。なお、第1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

本学が定める予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち「最低の価格」をもって

入札した者を落札者とする。

16 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、配置予定の管理技術者の違反事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置管理技術者を変更する場合は、上記4(8)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定管理技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 契約書作成の可否等

別紙設計業務委託契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内で支払うものとする。

19 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記5に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

20 再苦情申立て

(1) 契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)又は19(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、工事入札等監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先 上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

22 手続における交渉の有無 無

23 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札説明書及び別冊競争加入者心得を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。（競争加入者心得は本学施設環境部ホームページに掲載。

<https://home.hirosaki-u.ac.jp/shisetsu/template/>）

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- (5) 第1回目の入札が不落になった場合は、直ちに再度入札に移行する。再入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。待機しないことで第2回目以降の再入札を指定の時間までに行わなかった場合は、辞退したものとして扱う。なお、開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の5-4「くじになった場合の取扱い」による。
- (7) 落札者は、申請書別紙様式3に記載した配置予定管理技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、先ず上記5に連絡すること。

(参考資料)

国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程（抜粋）

第1条

～ 一略～

第21条

（一般競争に参加させることができない者）

第22条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることはできない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第23条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 同項（同号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

第24条

～

一略～

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人弘前大学
契約担当役
理事（総務担当） 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

令和 8 年 8 月 1 7 日付けで公告のありました「弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書の 4（競争参加資格）に関し、次の事項について誓約します。

- ・ 国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程第 2 2 条及び第 2 3 条の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法及び民事再生法に基づく更正及び再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・ 経営状況が健全であること。
- ・ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ・ 現在、文部科学省から指名停止を受けていないこと。
- ・ 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- ・ 青森県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- ・ 警察当局から暴力団員に類する者として排除要請されている者でないこと。
- ・ 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 入札説明書の 6（3）①から②に定める内容を記載した書面（別紙様式 2 ～ 3）
2. 上記を証明する契約書、資格証等、平面図等の写し
3. 参加資格認定通知書の写し
4. 建築士事務所登録の写し

注） なお、契約担当役の承諾を得て紙入札方式とする場合は、申請書に返信用封筒（表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った長 3 号封筒とする。）を添えて提出すること。

同種業務の実績

弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務

会社名：_____

同 種 業 務 の 判 断 基 準		平成 2 3 年度以降に、元請けとして完了、引渡しした下記業務実績 ・鉄骨造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ 面積 1，1 9 0 m ² 以上の公共施設，教育・研究施設又は病院における 改修又は新営工事の実施設計をした実績を有すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のもの に限る。)の中から代表的なものを記載する。
業 務 名 称 等	業 務 名 称	
	発 注 者 名	
	業 務 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	(千円単位) 千円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	単 体 / 共同企業体 (出資比率 %)
業 務 概 要	業 務 内 容 (競争参加資格で提示した 構造，規模， 用途，内容を 含めて記入す ること)	

配置予定技術者の資格及び業務経験

弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務

会社名：_____

配 置 予 定 技 術 者 ・ 氏 名		管理技術者 ○○ ○○
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(取得資格, 取得年月日, 登録番号 等)
業務の 経験の 概要	業 務 名 称	
	発 注 者 名	
	業 務 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	(千円単位) 千円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	業 務 内 容	
配 置 予 定 技 術 者 ・ 氏 名		管理技術者 ○○ ○○
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(取得資格, 取得年月日, 登録番号 等)
業務の 経験の 概要	業 務 名 称	
	発 注 者 名	
	業 務 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	(千円単位) 千円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	業 務 内 容	

注) 公告において明示した資格があることを判断できる最小限の項目を設定すること。

紙入札方式参加承諾願

1. 業務名 : 弘前大学(学園町)屋内運動場改修設計業務
2. 電子入札システムで参加できない理由 :

上記業務は電子入札対象案件ではありますが、当社は、上記理由により電子入札システムでの参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望します。

国立大学法人弘前大学
契約担当役
理事(総務担当) 殿

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑨

別紙

設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

設計業務名 弘前大学（学園町）屋内運動場改修設計業務

業務委託料 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人弘前大学 契約担当役 理事（総務担当） 中 澤 恵 太 と 受注者
との間において、上記の設計業務について、上記の業務
委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。
第2条 設計業務は、において実施する。
第3条 設計業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。
第4条 設計業務の履行期限は、令和9年 4月30日とする。
第5条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社
の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券
による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第6条 業務委託料（前払金を含む。）は、2回以内で支払うものとする。
第7条 設計業務完了通知書は、弘前大学施設環境部施設環境企画課に送付するものとする。
第8条 業務委託料（前払金を含む。）の請求書は、弘前大学施設環境部施設環境企画課に送付
するものとする。
第9条 業務委託料については、金 円以内の額を前払金として前払するものと
する。
第10条 業務委託料の請求書は、弘前大学施設環境部施設環境企画課に送付するものとする。
第11条 この契約についての一般的約定事項は、文部科学省が定めた設計業務委託契約要項によ
るものとする。
第12条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決す
るものとする。
第13条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人弘前大学所在地を管轄区域とする青森地方
裁判所弘前支部とするものとする。
第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間
において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学
契約担当役
理事（総務担当） 中 澤 恵 太

受注者

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	設計業務委託特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	設計業務委託特記仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	設計業務委託特記仕様書のとおり
-------------	-----------------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：（ ）建築士 【登録番号】
【氏名】： 【資格】：（ ）建築士 【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：（ ）設備士 【登録番号】 () 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。